

月極レンタルロッカー 利用規約

利用者対象

当施設ご利用者であれば、個人・団体は問いません。

申込方法

使用前月1日より施設窓口にて先着順に申込みを受け付けます。

※申込み確定時に月額使用料をお支払いいただきます。

※お一人様・一団体様1口の契約とさせていただきます。

契約期間

契約期間は原則として1日から同月末日までの1ヶ月単位としますが、申込期間後、空きがある場合は継続利用も可能です。また月途中からの使用も可能ですが、月額の使用料金をお支払いいただきます。

利用方法

①申込み確定時に『ロッカー使用者カード』をお渡しします。

施設利用時（ロッカー使用時）はこのカードを施設窓口にお持ちください。引き換えにロッカーの鍵をお渡しします。ロッカー使用終了時、または退館時に鍵を窓口にお戻しください。カードをお返しいたします。

くれぐれもロッカーの鍵はお持ち帰りにならないようお願い致します。

②ご利用日、『ロッカー使用者カード』を忘れてしまった場合、鍵をお渡しできない場合もあります。必ずカードをお持ちください。

③契約更新をされない場合、使用期間終了までにロッカー内の収納物を全て撤去し、使用者カードをご返却ください。使用期間が終了しロッカー内に物品が収納されている場合は、施設で開錠して物品を60日間保管します。60日過ぎても引取りが無い場合には、使用者が収納品に対する権利を放棄したものとみなし、収納品を処分させて頂きます。

収納できない物品

- ◎貴重品・現金・有価証券
- ◎揮発性・毒性を有するもの、爆発物等の危険物
- ◎臭気を発するもの、腐敗変質するもの、不衛生なもの
- ◎動物・植物
- ◎法令により所持・携帯が禁止されているもの
- ◎その他保管に適さないと認められるもの

免責事項

ロッカーの収納品に損害が生じても、以下該当する場合施設は賠償の責を負いません。

- ◎収納できない物品を収納したことによるもの
- ◎鍵の紛失または盗難による損失
- ◎ロッカーの誤使用によるもの
- ◎天災その他不可抗力による損害
- ◎その他施設の責に帰さない事由による損害

その他

ロッカーの鍵を紛失した場合は、シリンダー自体の交換が必要になりますので、実費でご負担いただきます。